

特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市浪速区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府におけるアイスホッケーを愛する方々や、アイスホッケーに興味を見出す可能性のあると思われる方々に対し、地域における活動の場の提供や、その他支援のための事業を行うと共に、競技普及、青少年育成、健康促進活動や国際交流事業等を通じ、大阪におけるアイスホッケー競技の認知向上と競技人口の拡大を進めてゆく。また、アイスホッケーリンクが存在する（或いは今後設立される）大阪府内の地域の持続的な発展と活性化を目的とし、国際協力及び観光の振興にも寄与してゆく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ② 国際協力の活動
- ③ 観光の振興を図る活動
- ④ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑤ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民／府民対象のアイスホッケー普及、及び啓発/振興事業
- ② アイスホッケー競技を中心としたスポーツを通じての子供の健全育成に関する事業
- ③ 大阪を本拠地とした府民/市民によるアイスホッケーチームの創設/運営及び公式戦基準に即した会場設営支援
- ④ 各種アイスホッケー競技会の、大阪への誘致活動
- ⑤ 事務所施設付随会議室、宿泊施設、トレーニング施設等を利用した国際スポーツ交流事業及び観光振興を図る事業
- ⑥ アイスホッケーを地域文化として根付かせる為に、幅広いファン及び支持者の獲得を目指す為の広報関連諸活動
- ⑦ その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動に参加する個人及び団体
(呼称) オフィシャルパートナー
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業を援助・支援する個人及び団体
(呼称) オフィシャルサポーター

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上とする。
 - (2) 監事 1人以上とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事、副代表理事を1人以上とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任する迄は、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 顧問

(顧問)

第55条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 2 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 3 顧問は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。
- 5 顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	高倉浩一
副代表理事	辻次良治、白井靖弘
監事	志水隆一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金 1,000 円	会費年額 1 口 5,000 円
(2) 準会員	個人	入会金 なし	会費年額 1 口 10,000 円
	団体	入会金 なし	会費年額 1 口 50,000 円
(3) 賛助会員	個人	入会金 なし	会費年額 1 口 2,000 円
	団体	入会金 なし	会費年額 1 口 10,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 大阪ICE HOST

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	たか くら こう いち 高 倉 浩 一		無
理事	つじ つぐ よし はる 辻 次 良 治		無
理事	しら い やす ひろ 白 井 靖 弘		無
監事	し みず りゅう いち 志 水 隆 一		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST

設立代表者：高倉浩一

1 趣旨

大阪府内にはかつて数多くのスケートリンクが存在していましたが、公営スケートリンクが少ない環境下、維持費が高い私営アイススケートリンクが相次いで閉鎖されてゆき、80年代は5つの高校生のチーム（府立高校も含め、部活動としての三校と二つのクラブチーム）が存在していたものの、現在は私立高校1チームに迄減少している。スポーツを取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、国際的な共生社会の推進やデジタル化の進展等大きく変化してきている環境下も、近年はバスケットボールやバレーボールの人气が上昇を続けるなか、アイスホッケーの競技人口は減少と高齢化が進んでいる。かつては大阪を本拠地としたチームが第一回日本アイスホッケーリーグ発足時から参戦していた環境下では、テレビ中継を観戦したり、試合の応援にかけついていた少年少女がアイスホッケー競技を始めたり、同チームに所属していた外国人選手を中心に、府民/市民との国際交流も図っていた。

かかる背景と現状下、大阪の住民を対象に、アイスホッケーの普及と発展及び国際交流/観光の振興に寄与し、スポーツを楽しめる機会の提供を通じ、生涯スポーツ振興に取り組むことで、青少年の健全育成、地域住民の健康増進及び地域社会の人々との交流の活性化を図る様な、様々な活動を実施すること目的とした特定非営利活動法人を設立する。

当法人はアイスホッケー初心者となる不特定多数の大阪の住民を対象とした競技の持続的普及、及び発展につながる諸活動を中心に、様々な企画事業を実行してゆく。少年少女が心身共に健全な成長することに寄与する指導者となる、子供たちが憧れる、手本となる様な選手の招聘もし、アイスホッケー教室の開催や国際交流事業、地域貢献事業等を実施し、大阪にアイスホッケーを、地域文化として根付かせる環境を整える活動に寄与して行く。

アイスホッケーは、体力・協調性・判断力を養うスポーツであると同時に、年齢や立場を超えた交流を生み出す力を有している。しかしながら、競技環境や指導機会の不足により、その魅力が十分に社会に浸透しているとは言い難い現状がある。このような状況の中で、継続的かつ安定的に普及活動を行い、広く市民がスポーツに親しむ機会を創出するためには、法人格を有する組織として社会的信用と責任を持って活動する必要があると考えた。また、当法人の活動は営利を目的とするものではなく、スポーツ振興を通じた公益の実現にあることから、利益の分配を行わない特定非営利活動法人（NPO 法人）という形態がその趣旨に最も適していると判断した。NPO 法人として活動することにより、各種公開情報を通じた事業および会計の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たしながら広く市民や関係機関の理解と協力を得て、継続的な活動基盤を築くことを目指している。当法人の活動は必要な資金は、寄付金が重要な要素となり、一般社団法人よりも寄付金を集めやすいとされる NPO 形態を選択した。

2 申請に至るまでの経過

少子高齢化・人口減少、国際化社会が急速に進むなか、私達は、アイスホッケーを通じ、地域住民や各種民間団体、行政とネットワークを作り、国際交流や地域観光の振興に取り組むべきと考えました。大阪府の少年少女の心身の健康に寄与し、国スポ代表選手等のトップアスリートへの成長や、さらに五輪出場選手への夢も創造する手段や機会提供に寄与すべく、持続的な競技施設の拡充や、諸外国との交流活動等を効率的に企画/運営する組織が不可欠という強い決意のもと特定非営利活動法人の設立申請に至りました。

初年度事業計画書

成立の日から2027年5月31日まで

特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST

I 事業の実施方針

設立初年度は、法人としての事業基盤を確立するために、法人の活動内容について積極的な周知告知（広報）活動を行い、各事業を円滑に行える為に関係/関連団体との関係構築を深めてゆく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民/府民対象のアイスホッケー普及、及び啓発/振興事業

①【内 容】 初めての方の為のアイスホッケー体験会、競技説明会

【実施場所】 大阪市立浪速スポーツセンター・アイススケート場、大阪アイスホッケーハウス

【実施日時】 2026年7～9月の間、毎月1回予定（日曜午後3時～4:30）

【事業の対象者】 アイスホッケーを体験してみたいという、大阪府民/市民を中心に募集希望者

【収 益】 45千円（参加費@千円/人 x 15人 x 3回）

【費 用】 186千円（施設使用料 @33千円 x 3回 + 謝礼金(指導員) @5千円 x 5名 x 3回分 + 会議費(スポーツ飲料等)@4千円 x 3回）

②【内 容】 大学アイスホッケー部への勧誘及び入部前後オリエンテーション支援

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス1階トレーニングセンター及び事務所会議室

【実施日時】 2026年6月～8月、大阪府下のアイスホッケー部を有す4大学、各1回、計4回

【事業の対象者】 初心者として大学アイスホッケー部へ入部される学生

【収 益】 48千円（大学アイスホッケー部からの参加料@12千円 x 4回）

【費 用】 48千円（謝礼金(指導員)@5千円 x 2名 x 4回 + 会議費(スポーツ飲料等)@2千円 x 4回）

(2) アイスホッケー競技を中心としたスポーツを通じての子供の健全育成に関する事業

【内 容】 スポーツ/メンタルヘルス専門のインストラクターによる講習会（テーマ=スポーツに取り組むことによる、健康面や学業等の日常生活への影響）

【実施場所】 事務所付随会議室及び隣接（鷺町）公園

【実施日時】 2026年11月、2027年5月

【事業の対象者】 大阪府民/市民を中心に、小学生、中学生及び高校生の希望者を募集

【収 益】 20千円（参加費@千円/人 x 10人 x 2回）保護者は、同伴の際無料

【費 用】 24千円（謝礼金(講師)@10千円 x 2回 + 会議費(飲料代等) @2千円 x 2回）

(3) 大阪を本拠地とした府民/市民によるアイスホッケーチームの創設/運営及び公式戦基準に即した会場設営支援

【内 容】 府民/市民、少年/少女が参加出来、応援を楽しめる、憧れ/目標となる様な、地域に根付いた、大阪出身及び在住選手による、娯楽の提供機会を創る、アイスホッケーチームの組成、及びそのチームのホームリンク設定。日本アイスホッケー連盟本部との折衝面談や、登録申請手続きの為、同本部所在地の東京への出張も実施予定。

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス（チーム事務所設営）

大阪プール・アイススケート場

【実施日時】 2026年6月から、2027年シーズン開幕まで（事業年度通年）

【事業の対象者】 大阪の府民、市民、少年、少女

【収 益】 0円

【費 用】 300千円（旅費交通費(東京出張) @50千円 x 2人 x 3回)

(4) 各種アイスホッケー競技会の、大阪への誘致活動

【内 容】 1997年以来の成年レベルでのアイスホッケー全国大会や初の国際大会等の大型大会を大阪で開催し、アイスホッケー普及へ繋げるために、大阪府スポーツ協会及び他（大阪外の）各種関係団体及び競技施設関連団体との協議を始めてゆく。その為に、日本アイスホッケー連盟の競技大会担当役員との面談及び折衝を目的とした東京出張を実施予定。

【実施場所】 大阪府内のアイススケート場（競技大会の実施場所）

【実施日時】 2026年6月から事業年度通年

【事業の対象者】 大会を観戦し、アイスホッケーに興味を持って貰える大阪府民

【収 益】 0円

【費 用】 100千円（旅費交通費(東京出張) @50千円 x 2回)

(5) 事務所施設付随会議室、宿泊施設、トレーニング施設等を利用した国際スポーツ交流事業及び観光振興を図る事業

① 【内 容】 アイスホッケー（交換）留学、海外渡航説明会

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス内講堂会議室

【実施日時】 2026年6月、7月（募集人員の集まり次第）

【事業の対象者】 海外へアイスホッケー留学及び観戦旅行を検討されている選手及び父兄、等

【収 益】 0円（無料参加）

【費 用】 3千円（会議費(飲料代等) @1千円 x 3回)

② 【内 容】 大阪の姉妹都市、シカゴ、ハンブルグや友好都市ブダペスト等（外国からの来日する）アイスホッケーチームとの交流（観光案内及び親善試合）

【実施場所】 法人事務所会議室及び大阪アイスホッケーハウス宿泊施設、大阪府内のアイススケート場

【実施日時】 年度後半（年度前半に概要策定、参加者募集や大阪市との打合せ等）

【事業の対象者】 姉妹都市、友好都市のアイスホッケー関係者

【収 益】 100千円（来日チームからの参加料収入のみ、親善試合故、観客は無料入場を予定）

【費 用】 86千円（施設使用料 @33千円 x 2回 + 謝礼金(審判員) @5千円 x 2人 x 2試合)

(6) アイスホッケーを地域文化として根付かせる為に、幅広いファン及び支持者の獲得を目指す為の広報関連諸活動

【内 容】 大阪のアイスホッケーのファン/フォロワーの増加、競技普及及び競技人口の拡大にも寄与する総合 デジタル関連プロジェクト = 一般視聴者向けのホームページやSNS系媒体（フェイスブック、インスタグラム、TikTok やX等）のアカウントを作成し、ファンを増やすことに寄与するコンテンツ（アイスホッケーの魅力伝える動画、写真や文章の投稿）を作成し、夫々のアカウントを運営する。順調にアクセス数が増えた段階にて広告掲載収入も視野に入れる

【実施場所】 法人事務所会議室

【実施日時】 6月から準備を開始し、シーズンが始まる10月頃に公開目標

【事業の対象者】 大阪府内に限らず全国及び国際的な範囲でのアイスホッケー関連ネット閲覧者

【収 益】 0 円

【費 用】 200 千円 (業務委託費 (専門業者への制作委託料))

2027年度事業計画書

2027年6月1日から2028年5月31日まで

I 事業の実施方針

初年度に整った基盤（人材、事務所、収入源等のリソース確保）をベースに、追加の正会員及び準会員、協賛会員を募集し、実現出来る事業の持続性を強化し、この法人の諸目的を達成する為のさらなる活動を拡大して行く。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民/府民対象のアイスホッケー普及、及び啓発/振興事業

【内 容】 初めての為のアイスホッケー体験会、競技説明会

【実施場所】 大阪市立浪速スポーツセンター・アイススケート場、大阪アイスホッケーハウス

【実施日時】 2027年7～9月の間、毎月1回予定（日曜午後3時～4:30）

【事業の対象者】 アイスホッケーを体験してみたいという、大阪府民/市民を中心に募集希望者

【収 益】 45千円（参加費@千円/人 x 15人 x 3回）

【費 用】 186千円（施設使用料 @33千円 x 3回 + 謝礼金(指導員) @5千円 x 5名 x 3回分 + 会議費(スポーツ飲料等)@4千円 x 3回)

②【内 容】 大学アイスホッケー部への勧誘及び入部前後オリエンテーション支援

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス1階トレーニングセンター及び事務所会議室

【実施日時】 2027年6月～8月、大阪府下のアイスホッケー部を有す4大学、各1回、計4回

【事業の対象者】 初心者として大学アイスホッケー部へ入部される学生

【収 益】 48千円（大学アイスホッケー部からの参加料@12千円 x 4回）

【費 用】 48千円（謝礼金(指導員) @5千円 x 2名 x 4回 + 会議費(スポーツ飲料等) @2千円 x 4回)

(2) アイスホッケー競技を中心としたスポーツを通じての子供の健全育成に関する事業

【内 容】 スポーツ/メンタルヘルス専門のインストラクターによる講習会（テーマ＝スポーツに取り組むことによる、健康面や学業等の日常生活への影響）

【実施場所】 事務所付随会議室及び隣接（鬮町）公園

【実施日時】 2027年11月、2028年5月

【事業の対象者】 大阪府民/市民を中心に、小学生、中学生及び高校生の希望者を募集

【収 益】 20千円（参加費@千円/人 x 10人 x 2回）、保護者は、同伴の際無料

【費 用】 24千円（謝礼金(講師)@10千円 x 2回 + 会議費(飲料代等) @2千円 x 2回)

(3) 大阪を本拠地とした府民/市民によるアイスホッケーチームの創設/運営及び公式戦基準に即した会場設営支援

【内 容】 府民/市民、少年/少女が参加出来、応援を楽しめる、憧れ/目標となる様な、地域に根付いた、大阪出身及び在住選手による、娯楽の提供機会を創る、アイスホッケーチームの運営、及びそのチームのホームリンク設定。チーム運営及びホームリンク設定を支援する立場として、日本アイスホッケー連盟の公式競技基準に即した設備の設営の為に必要な諸費用を、クラウドファンディングや寄付金にて募集する活動。

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス（チーム事務所設営）

大阪プール・アイススケート場

【実施日時】 2027年6月から、2027年シーズン終了まで（事業年度通年）

【事業の対象者】 大阪の府民、市民、少年少女

【収 益】 16,200千円（クラウドファンディング寄付金10,000千円、その他寄付金1,200千円及び日本アイスホッケー連盟や、その他競技関連団体からの助成金5,000千円）

【費 用】 14,967千円（旅費交通費(遠征費)@600千円 x 9試合、施設使用料@99千円 x 9試合 + 消耗品競技用具@94千円 x 18選手 x 少年/少女、社会人の3チーム（概算） + 公式戦競技施設維持費等3,600千円 = 内訳は、公式戦開催時の競技用特殊ボードの脱着、チームベンチ、ペナルティボックス及び本部席の設営 @400千円 x 9試合（いずれも概算））

(4) 各種アイスホッケー競技会の、大阪への誘致活動

【内 容】 1997年以來の成年レベルでのアイスホッケー全国大会や初の国際大会等の大型大会を大阪で開催し、アイスホッケー普及へ繋げるために、大阪府スポーツ協会及び他（大阪外の）各種関係団体及び競技施設関連団体との協議を始めてゆく。その為に、日本アイスホッケー連盟の競技大会担当役員との面談及び折衝を目的とした東京出張を実施予定。

【実施場所】 大阪府内のアイススケート場（競技大会の実施場所）

【実施日時】 2027年6月から事業年度通年

【事業の対象者】 大会を観戦し、アイスホッケーに興味を持って貰える大阪府民

【収 益】 0円

【費 用】 100千円（旅費交通費(東京出張) @50千円 x 2回)

(5) 事務所施設付随会議室、宿泊施設、トレーニング施設等を利用した国際スポーツ交流事業及び観光振興を図る事業

① 【内 容】 アイスホッケー（交換）留学、海外渡航説明会

【実施場所】 大阪アイスホッケーハウス内講堂会議室

【実施日時】 2027年6月、7月（募集人員の集まり次第）

【事業の対象者】 海外へアイスホッケー留学及び観戦旅行を検討されている選手及び父兄、等

【収 益】 0円（無料参加）

【費 用】 3千円（会議費(飲料代等) @1千円 x 3回)

② 【内 容】 大阪の姉妹都市、シカゴ、ハンブルグや友好都市ブダペスト等（外国からの来日する）アイスホッケーチームとの交流（観光案内及び親善試合）

【実施場所】 法人事務所会議室及び大阪アイスホッケーハウス宿泊施設、大阪府内のアイススケート場

【実施日時】 年度後半（年度前半に概要策定、参加者募集や大阪市との打合せ等）

【事業の対象者】 姉妹都市、友好都市のアイスホッケー関係者

【収 益】 100千円（来日チームからの参加料収入のみ、親善試合故、観客は無料入場を予定）

【費 用】 86千円（施設使用料 @33千円 x 2回 + 謝礼金(審判員) @5千円 x 2人 x 2試合)

(6) アイスホッケーを地域文化として根付かせる為に、幅広いファン及び支持者の獲得を目指す為の広報関連諸活動

【内 容】 大阪のアイスホッケーのファン/フォロワーの増加、競技普及及び競技人口の拡大にも寄与する総合 デジタル関連プロジェクト = 一般視聴者向けのホームページ

やSNS系媒体（フェイスブック、インスタグラム、TikTok やX等）のアカウントを運営し、ファンを増やすことに寄与するコンテンツ（アイスホッケーの魅力を伝える動画、写真や文章の投稿）を更新し、夫々のアカウントを運営し続ける。

【実施場所】 法人事務所会議室

【実施日時】 通年（随時内容の更新、等）

【事業の対象者】 大阪府内に限らず全国及び国際的な範囲でのアイスホッケー関連ネット閲覧者

【収 益】 0 円

【費 用】 120 千円（業務委託費（専門業者への管理維持委託料 @10 千円 x 12 カ月））

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST
(単位：円)

成立の日から2027年5月31日まで

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	0	60,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,200,000	1,200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
① 市民/府民対象のアイスホッケー普及、及び啓発/振興事業	93,000	
② アイスホッケー競技を中心としたスポーツを通じての子供の健全育成に関する事業	20,000	
③ 大阪を本拠地とした府民/市民によるアイスホッケーチームの創設/運営及び公式戦基準に即した会場設営支援	0	
④ 各種アイスホッケー競技会の、大阪への誘致活動	0	
⑤ 事務所施設付随会議室、宿泊施設、トレーニング施設等を利用した国際スポーツ交流事業及び観光振興を図る事業	100,000	
⑥ アイスホッケーを地域文化として根付かせる為に、幅広いファン及び支持者の獲得を目指す為の広報関連諸活動	0	213,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,473,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	200,000	
謝礼金	155,000	
会議費	27,000	
旅費交通費	400,000	
施設使用料	165,000	
通信運搬費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	947,000	
事業費計		947,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		947,000
当期正味財産増減額		526,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		526,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 大阪 ICE HOST
(単位：円)

2027年6月1日から2028年5月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	50,000	
2 受取寄附金			
クラウドファンディングによる寄附金	10,000,000		
その他収寄付金	1,200,000	11,200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	5,000,000	5,000,000	
4 事業収益			
① 市民/府民対象のアイスホッケー普及、及び啓発/振興事業	93,000		
② アイスホッケー競技を中心としたスポーツを通じての子供の健全育成に関する事業	20,000		
③ 大阪を本拠地とした府民/市民によるアイスホッケーチームの創設/運営及び公式戦基準に即した会場設営支援	0		
④ 各種アイスホッケー競技会の、大阪への誘致活動	0		
⑤ 事務所施設付随会議室、宿泊施設、トレーニング施設等を利用した国際スポーツ交流事業及び観光振興を図る事業	100,000		
⑥ アイスホッケーを地域文化として根付かせる為に、幅広いファン及び支持者の獲得を目的の広報関連諸活動	0	213,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			16,463,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	120,000		
謝礼金	155,000		
会議費	27,000		
旅費交通費	5,500,000		
施設使用料	1,056,000		
施設維持費	3,600,000		
通信運搬費	0		
消耗品競技用具	5,076,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	15,534,000		
事業費計		15,534,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			15,534,000
当期正味財産増減額			929,000
前期繰越正味財産額			526,000
次期繰越正味財産額			1,455,000